

「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和2年度）業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（2019年度）業務委託について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和2年度）業務（以下「委託業務」という。）の実施について受託したことに伴い、委託業務の実施にあたっては、別紙「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和2年度）業務委託仕様書」に従い、これを誠実に実施しなければならない。

第2 委託契約期間は令和2年○月○日から令和3年2月28日までとする。

第3 委託料の額は、○○○○○○円とする。（うち消費税額及び地方消費税額 ○○○○○円）

第4 契約保証金は、○○○○円とする。

第5 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し特に必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

3 乙は、前2項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

第6 乙は、委託業務が完了した時は、速やかに「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和2年度）業務完了報告書」（様式第1号）、「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和2年度）業務委託料請求書」（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて現地検査を行い、委託業務の実施状況が、この契約に適合すると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払うものとする。

第7 甲は、第6第1項の規定による書類を受理した場合において、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとることを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

第8 甲は、その責に帰すべき事由により約定期間内に委託料が支払われない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払い額につき、年2.6パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- (1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき。
- (3) 甲が行う調査を妨げ、若しくは報告を拒み又は第5第1項及び第7第1項の規定による指示に従わなかったとき。
- (4) 正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
- (5) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあつた後にも適用されるものとする。

第10 乙は、第9の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.6パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

第11 甲は、乙がその責に帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、乙から違約金を徴収することができるものとする。

2 前項の違約金の額は、委託料から履行部分又は履行部分相当額を控除した額に対し、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。

第12 乙は、甲の許可又は承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 乙は、委託業務の実施にあたっては、甲の施設及び設備について、善良な管理者の注意を持って取り扱わなければならない。

第13 乙は、自己の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第14 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

第15 乙は、乙又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

第16 この契約により難い事情が生じた場合、又はこの契約について疑義が生じた場合は甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙